

議案第 7 号

福岡市景観計画の変更

景観法第 9 条第 8 項に基づく「福岡市景観計画」の変更（案）について

内容一覧

名 称	位 置
「福岡市景観計画」の変更（案）	景観計画の区域は福岡市全域

「福岡市景観計画」の変更（案）は、別冊のとおり。

理由

本市では、景観法の施行を受け、平成 24 年 4 月に福岡市景観計画を策定し、全市域を 5 つのゾーンに分け、大規模な建物等の計画について、届出によりゾーンの特性に応じた景観誘導を推進している。

しかしながら、商業地域等においては、福岡市の財産である歴史資源等とその周辺との景観の調和を図ることが難しくなっていることから、歴史資源等の周辺においては、届出の対象となる規模の見直しを行い、歴史資源を活かした、よりきめ細やかな景観誘導を図る必要がある。